

京都市告示第 36 号

景観法第 8 条第 1 項の規定に基づき定めた景観計画を変更しましたので、同法第 9 条第 8 項の規定において準用する同条第 6 項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 27 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 景観計画の名称

京都市景観計画

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

3 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(都市計画局都市景観部景観政策課)